



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 発行責任者：秋山 正臣  
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 年額1,500円  
 (送料込、会員は会費に含む)





## 宝塚歌劇団事件 芸術活動を支える人に人権侵害があってはならない

弁護士 井上 耕史

昨年9月30日、宝塚歌劇団の現役劇団員（入団7年目・宙(そら)組所属）であった25歳の女性（被災者）が自ら命を絶ちました。川人博弁護士と当職は、遺族代理人として、劇団並びに運営主体である阪急電鉄及び阪急阪神ホールディングスとの間で、交渉にあたってきました。

### 被災者の地位—「長の期」の長

宝塚音楽学校（2年間）を卒業した生徒は、劇団との間で期間1年の雇用契約を結んで劇団員となり、5年目まで更新を繰り返します。6年目以降は、期間1年の業務委託契約に切り替えられます。

当時、宙組には、約25人の上級生（入団8年目以上）、約40人の下級生（入団7年目以下）が在籍していました。

入団7年目の劇団員は、下級生の中での最上級生であり、「長の期」と呼ばれています。「長の期」は、下級生全体のまとめ役として、下級生の指導・援助を行います。この中には、上級生への挨拶の仕方等の「組ルール」の指導も含まれます。

被災者は、この「長の期」の長＝責任者の立場にありました。

### 常軌を逸した長時間労働

当時、宙組では、宝塚大劇場での昨年9月29日から11月5日までの本公演（歌劇とショーの2部構成、組員全員が出演）、10月19日の新人公演（歌劇の上演で、本公演と同じ演目を下級生のみで演じる）が予定されており、8月16日から本公演の稽古が始まりました。

本公演に向けて、「長の期」は、自らの役の稽古・出演に加えて、下級生全体のまとめ役として上級生からの指示に従い下級生の指導・援助を行います。さらに、新人公演に向けて、「長の期」は、本公演と同様の業務に加えて、役柄の配置やシナリオ作成に関する演出家の補佐、出演者の衣装の手配などの事務も行わねばならずその負担は重いものでした。



宝塚歌劇団大劇場

「長の期」は、通常、1つの組に5～8人が在籍しており、任務を分担します。ところが、当時、宙組の「長の期」は、直前に2人が退団、1人が休演中のため、被災者を含めて娘役の2人しかいませんでした。被災者は、本来の半分にも満たない人員で、慣れない男役に関するものも含めて、膨大な業務負担を強いられました。

このため、被災者は、稽古開始から亡くなるまでの1か月半にわたり、連日1日3時間睡眠、休日無しでの活動を余儀無くされました。亡くなる直前1か月間の時間外労働は250時間超と推計されます。

### 劇団内のパワーハラスメント

被災者は、劇団内における厳しい上下関係を背景としたパワハラを受けていました。2021年夏には、上級生が被災者の額に火傷を負わせる等のパワハラ  
 （2面へ続く）

#### 〈今月号の記事〉

第2回理事会報告	2面
誇りと怒りの3Tアクション（会計年度職員）	
各地・各団体のとりくみ	4～6面
アスベスト尼崎の会総会／私の一冊	7面
経済的事由による手遅れ死亡事例調査	8面

がありました。また、この件が昨年2月に週刊誌報道された際、劇団による「事実無根」との発表や、宙組幹部上級生による被災者の呼出し、宙組生全体の集まりの開催によって、被災者は大きな精神的負担を受け、体調を崩すこととなりました。

その後、被災者は体調を回復して活動を続けましたが、昨年8月から9月にかけて、「長の期」の長として、膨大な業務が課せられました。劇団がわずか2人では到底こなしきれない過大な業務を課したこと自体がパワハラにあたります。

加えて、前回公演までは中止されていた慣習（下級生が上級生に対して為さなければならないとされている様々な行為）を復活させて被災者に一層過大な業務を課したり、被災者が過重な業務をこなしきれないことや下級生の個々の不備について上級生が被災者に対し厳しい叱責を繰り返したり、ということがありました。これら上級生の行為も、業務上の必要性がないか、その態様が相当ではないものであって、パワハラに該当します。

### 阪急・劇団による安全配慮義務違反

被災者と劇団との契約は、形式上は業務委託でしたが、その就業実態に照らせば使用従属関係があり、労働契約と評価すべきものです。仮に労働契約でなくとも、阪急・劇団は被災者に対する安全配慮義務を負っていたものです。前述した長時間労働とパワハラは、阪急・劇団の安全配慮義務違反であり、これにより被災者は心身の健康を損ない、死亡に至ったものです。

### パワハラ否定から合意書締結に至るまで

阪急・劇団が依頼した弁護士による調査チームによる調査報告書では、月100時間超の時間外労働に

相当する長時間活動は認定したものの、被災者に対するパワハラを否定しました。遺族の証言や提出証拠（宙組生の証言や被災者の通信記録等）を無視・軽視して事実の存在を否定するものや、上級生の故意が認められないとか、叱責は業務上必要かつ態様も相当であったなどとして、パワハラではないとするものであり、到底容認できないものでした。

昨年11月以降、遺族側は、阪急・劇団側との交渉を重ね、改めて証拠と意見書を提出して、調査報告書に縛られることなく、パワハラを認めるよう求めてきました。遺族が毅然とした対応を貫き、世論の後押しもある中で、阪急・劇団も徐々にパワハラを認める方向へと態度を変え、今年3月28日、合意書締結に至りました。

合意内容は、①阪急・劇団は、被災者に対し、長時間活動による過重負担とパワハラ（14項目）による心理的負荷を与えたこと、安全配慮義務違反があったことを認めて、遺族に謝罪する、②阪急・劇団は、健康な職場づくりを約束する、③阪急・劇団は、遺族に対し、慰謝料等解決金の支払をする、というものです。調印の席に阪急阪神HDの角和夫会長が出席して遺族に謝罪するとともに、パワハラ行為の関係者個人の多くから謝罪文が提出されました。

### 結びにかえて

阪急・劇団が長時間労働とパワハラ、安全配慮義務違反を認めたことは、劇団に所属する劇団員の人権を守り、いのちと健康を守っていく上で、重要な礎となるものです。この場を借りて、被災者の尊厳を守るため活動を続けられたご遺族に敬意を表すると共に、遺族及び弁護団を支援・激励していただいた皆様にお礼を申し上げます。

## 第2回理事会報告 被災地でアスベストアナライザーの活用を

いの健全国センターは、4月25日に第2回理事会を開催し25人が参加しました。司会は清岡副理事長。

秋山事務局長から第1回理事会以降の各種委員会などの概要、厚生労働省における審議会の動きなどが報告されました。寺西理事は過労死防止対策推進協議会での審議状況について補強発言を行いました。協議会では、事務局から出された大綱の見直し案に対し、7人の委員から意見が提出されています。

また、厚労省が設置した労働基準関係法制研究会に関する質問や意見が出されました。研究会の動きを注視するとともに、いの健としての意見提出が必要との意見が出されています。

他に、じん肺キャラバン実行委員会や労災の事業

主不服申立に関する裁判で最高裁弁論が開かれるとの報道が紹介されました。

協議事項では、年次方針に基づくとりくみの具体化について意見交換が行われ

ました。また都道府県労働局に配備が進められているアスベストアナライザー活用を地方センターから要請すること、特に復旧・復興時など各県から被災地に集中して活用することを提起するべきとの意見もだされました。加盟組織のとりくみ交流では、参加した理事から多彩な活動報告が行われました。

(全国センター 秋山正臣)



## 「誇りと怒りの3Tアクション」大運動—会計年度任用職員制度の問題点と課題、運動

日本自治体労働組合総連合 中央執行委員 西 芳紀

総務省調査(2023年)によると全国の臨時・非常勤の地方公務員は74万2725人(会計年度任用職員66万1901人)、さらに任用期間6か月未満又は勤務時間が週19時間25分未満の47万6615人を含めると合計121万9340人となります。地方公務員全体に占める非正規職員の割合は5分の1、市町村では約4割に及びます。そして8割近くが女性です。

このように非正規職員が増大した背景には、政府・財界の「官から民へ」「小さな政府」の号令の下、政府が「集中改革プラン」等の行政改革を推進し、各自治体は正規職員を大幅に削減し、非正規職員に置き換えてきたことがあります。

### 実態は改善どころか、悪化した

会計年度任用職員制度が導入された2020年4月以前の非正規職員の任用形態は、臨時的任用職員、特別職非常勤職員、一般職非常勤職員の3つの形態のいずれかでしたが、会計年度任用職員制度導入後には、一般職非常勤職員の全部と、臨時的任用職員と特別職非常勤職員の大部分が会計年度任用職員に整理されました。

しかし、地方公務員法が全面的に適用される会計年度任用職員となったことで、それまで特別職非常勤職員として任用されていた約21万人の職員は労働基本権がはく奪され、ストライキや労働委員会への申し立てができなくなりました。また、公務員なので、労働契約法(無期転換権含む)やパートタイム・有期雇用労働法、最低賃金法等が適用除外など無権利状態に追いやられてしまいました。

現場からは「非正規職員の処遇改善を趣旨」として制度化されたはずなのに、「実態は改善どころか、悪化した」という声が数多く寄せられています。例えば、「期末手当が支給されるようになったが、月々の給料が削減され、年収でみると同じどころか削



給与改定緊急調査結果をまとめ2023年11月15日に記者会見減された」「退職手当を支給しないで済むように1日の勤務時間を15分短くされた」といった不適切な取り扱いが広がり、現在も続いています。

### アンケートをもとに実態を告発

自治労連は、「誇りと怒りの大運動」「正規・非正規つなぐアクション」など長年にわたり非正規職員の処遇改善と雇用安定をめざして運動してきました。2022年6月には「つながる・つづける・たちあがる」の頭文字をとって「誇りと怒りの3Tアクション」をスタートさせ、全国アンケートで会計年度任用職員の実態を明らかにするとともに、総務省に向けた署名にとりくみました。

この間、署名を携えて総務省に処遇改善と雇用安定を要請したほか、全国に呼びかけて実施したアンケート結果を基に記者会見で実態を告発し、マスコミなどでも大きく報道されました。各地方組織でもアンケートや署名でつながった仲間を迎え、自治体要請や交渉にとりくんできました。

その結果、総務省から不適切な取り扱いの適正化や公募を必須としなくてよい旨の通知、最低賃金に配慮する旨の通知等を引き出すことができました。また2023年5月にはこれまで支給できないとされていた勤勉手当の支給を可能とする地方自治法の改正を実現することができました。

しかし、現在も会計年度任用職員の多くは不合理な格差にさらされ、不安定雇用に苦しめられています。労働基本権をはじめ、民間労働者に適用される権利の保障、不合理な格差の解消、正規職員化、任期の定めのない短時間勤務制度の創設等にむけて、さらに運動を広げていくことが求められます。



24春闘勝利! 3・7中央集会

各地・各団体のとりくみ

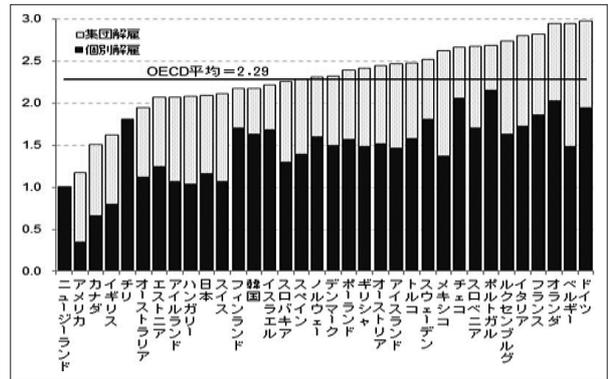
中連

法令の基本と実務的なアドバイス  
解雇・雇止め規制研究会

労働法制中央連絡会は3月26日、雇用保障と解雇・雇止め規制をテーマにした研究会をオンラインで開催しました。自由法曹団労働問題委員長・中村和雄弁護士が講演、36人が参加しました。

講演では解雇、雇止めに関わる法令の基本や、司法判断のあり方と問題点の解説、法廷闘争における実務的なアドバイスをいただきました。無期転換逃れの手段として横行している「不更新」条件付きの契約を迫られた時の対策として、「働き続けたい」という意思を使用者に示したことを、何らかのかたちで証拠に残しておくことが重要。できるなら契約書の不更新部分に取り消し線を引いて署名、提出を」とアドバイス。結果として「不更新」条件付きで契約しても、裁判の際に不本意な合意だったと認めさせるには非常に有効だと述べました。

政府の解雇・雇止め促進政策である「三位一体の労働市場改革」は、現地調査をしたデンマークを例に、雇用流動化を進める前提条件として、「失業時の生活保障(失業時給付)と職業訓練(雇用確保措置)の充実、転職後の賃金水準(同一労働同一賃金)の確立が必要」と述べました。また、日本の解雇規制



は国際的にみて厳しくなく、日々、相当数の解雇が起きていると強調。解雇の合理性・相当性(労契法16条)の判断基準について、成績や評価などを理由とした解雇では評価の客観性が問われ、過剰な目標設定はパワハラに当たること、職種・勤務地限定の雇用契約でも職種や勤務地が消滅しても一方的に解雇できず、解雇回避努力が求められると解説しました。

実効ある解雇規制とその強化に向けては、労契法とパート・有期法に整理解雇法理を法制化することや有期労働契約の入り口規制などを提起。「解雇の金銭解決制度」は、一度導入されれば使用者が請求する事案にまで拡大される危険や、低水準の金銭和解が蔓延し雇用保障が脅かされると警鐘を鳴らし、「新たな制度は不要」と述べました。(全労連 国吉綾乃)

横浜

精神障害の労災認定について学ぶ  
全神奈川地域労組学習会

4月26日、全神奈川地域労組協議会(協議会)が、「メンタル労災」の学習会を行いました。

協議会は労働相談からの組織化に取り組んでいますが、最近はハラスメントなどによるメンタル不全の相談が増え、労災申請の相談も相次いでいました。そのことに適切に対応できる学習会を行うことにし、各地域労組の役員や組合員ら20人が参加しました。

学習会では、いの健東京センターの色部祐副理事長を講師に、精神障害の労災認定の現状や改善点などを学習しました。色部さんは、精神障害の労災認定率が未だに低い問題を取りあげ、精神障害が発症した直近6カ月間の業務によるものかどうか判断基準とされていることを強調。これに明確な根拠があるのか疑問であることを指摘しました。さらにハラスメントによる精神障害では、加害者がハラスメントを認めることはほぼなく、「客観的裏付けが取れなかった」として不支給になるケースが多くある

ことも指摘。そのうえで改善すべき点として、まずは当事者の主張を第一義的に反映させること。労基署は加害者の聴取だけでなく、環境・場所や、時間・強度、反復の度合いなど客観的事実も調査すべきだとしました。



労災申請中の組合員も発言。ある組合員は「体調不良時に人手不足を理由に休ませてもらえずメンタル不全となったが、労災は不支給。審査請求での留意すべきことを教えてほしい」。別の組合員は、「5年前の理不尽な降格処分がショックとなりPTSDに。昨年あることをきっかけにフラッシュバックしてメンタル不全となってしまった。5年前の因果関係を証明する意見書を労基署に対して準備している」と報告しました。協議会では引き続き、相談案件の解決をめざしながら学習と議論を進めていくとしています。(全神奈川地域労組協議会 神田雄一)

## 各地・各団体のとりくみ

### 泉南アスベスト 泉南アスベスト国賠訴訟 勝利10周年記念集会 全国から150人が参加

「アスベスト被害の原点」と言われた大阪泉南のアスベスト被害。2006年に提訴し、2014年10月に最高裁で国の規制権限不行使の責任を認めた「泉南アスベスト国賠訴訟」が勝利して10年が経とうとしています。

4月21日、小雨降るなか「泉南石綿の碑」前の集会が行われ、午後からは、「勝利10周年集会」が開かれました（写真）。

アスベスト疾患の診断や治療に係る医師たち、アスベスト被害者団体、この訴訟を報じてきた報道関係者、アスベスト被害に関心をもつ研究者、勇猛にこの訴訟をたたかった弁護士など、全国から150人が集まりました。

集会では、「国の責任は10割」とする判決から、「産業発展のために石綿労働者の犠牲は仕方なかった」という不当判決などを経て、最終的に最高裁勝利と厚労大臣の謝罪に至るたたかひの経過や教訓な

どの報告がなされ、あらためてこのたたかひを振り返りました。その後、一緒に取り組んだ多くの団体や個人が発言し、泉

南勝利の意味を改めて確認し、建材メーカーがいまだ見苦しい対応に終始する建設アスベスト訴訟での最終的な勝利を目指すことなど、引き続いたたたかひの意志を表しました。

この集会では、泉南の地で「奇人変人」と言われながらアスベスト被害の防止のために孤軍奮闘した呼吸器医師の梶本政治さんの没後30年記念企画もあわせておこなわれました。

梶本医院の診療室を改装して、現在「アトリエ泉南石綿の館」（泉南市信達牧野）が開設されています。その横には、「泉南アスベストの碑」が建てられています。（泉南アスベストの会 伊藤泰司）



### すべての労働者の賃上げを 第95回中央メーデー

5月1日、代々木公園に約12000人が集まり第95回中央メーデーが開催されました。全国では217カ所（事前集約）の会場でメーデー集会が行われ7万人以上が参加しています。

中央集会では小畑雅子代表委員（全労連議長）が主催者あいさつに立ち、能登半島地震の被災者が人間らしい暮らしを取り戻せる継続した支援を政府と石川県に強く求めること。政府・財界が一体に進める労働時間を軸にした労働基準法の改悪の問題を的確につかみ、人間らしく生き、働きたいという要求、8時間労働制の実現を求めて立ち上がったメーデーのたたかひの原点をゆるがす企みに反撃する体制を作ること、岸田政権が強引に進める戦争国家づくりに対して、憲法に基づいた対話と外交で平和構築をの声を大きく上げていく時であることの3点について強調しました。

政党からは日本共産党の田村智子委員長があいさつ。本田由紀東京大学院教授が激励あいさつを行いました。さらに石川災対連から能登半島地震被災地からの今の状況や被災者の声に寄り添った復興を求めるメッセージが読み上げられました。

3つの組織から決意表明が行われました。東京自

治労連世田谷区職労の伊藤まさきさんは組織化は広く声をかけるだけでなく地道に周りから広げていくことが大切であると発言。

自交総連副委員長徳永昌司さんは東京で一部解禁されたライドシェアの危険性を指摘。「全面解禁されれば公共交通機関は衰退し国民の移動の自由が奪われる」と発言。東京土建石川信一副執行委員長は情勢を学び政治転換をと決意表明を行いました。

決意表明の後、メーデー宣言が拍手で採択され、矢吹義則代表委員（東京地評議長）による団結ガンバローで団結し、3つのコースでデモを行いました。

またYouTubeによるライブも当日1170回、メーデー開催当日以降も1000回を超える視聴があり、集会当日、その時間・その場所に行けなくてもメーデーに参加するという、新しいスタイルのメーデー参加の形が作られてきています。

※第95回中央メーデーの各発言等はQRコードから視聴できます。

（全労連 小田島俊）



各地・各団体のとりくみ

生公  
連

労働者の声で労働安全衛生施策を進めよう  
4.28労働安全衛生世界デー

生活関連公共事業推進連絡会議・働くもののいのちと健康を守る全国センター・建設関係労働組合首都圏共闘会議の3団体は、ILO（国際労働機関）が「労働安全衛生世界デー」と定める4月28日前の26日、労働安全衛生施策の強化を求め霞ヶ関宣伝行動(写真)と厚生労働省への要請を行いました。

宣伝行動では、労働安全衛生世界デーの意義と目的・労働災害やハラスメント・長時間労働など日本の労働社会における問題を訴え、理解を求めました。

厚生労働省への要請は、各団体から計8人が参加しています。コロナ禍にあった昨年と一昨年は完全オンラインによる要請でしたが、今回は対面形式による要請に戻り、厚生労働省側の回答を求め、追及を図ることができました。要請項目のうち「真の働き方改革実現」の要請では、大阪万博の現場に従事する労働者に対して、国家プロジェクト推進を目的に「災害と同じようなもの」「時間外規制からの対象外とすべき」との発言が国会議員からあったことに対する厚労省の認識を問いたところ、「人命に関わる災害その他の事由は対象外となるが、単に業務の繁忙の理由は認められない、個別例については



申請に基づき判断するが、避けることができない理由を除き厳格に判断する」と回答。「ハラスメント根絶・ILO第190号条約批准」の要請では、「190号の内容は妥当と考えるが、国内法との整合性が必要となる。罰則規定は、前提としてハラスメントの定義もあり、様々な課題に対応しなければならない」との回答。各要請項目は、法や制度が不十分だからこそ生じる問題の追及ですが、耳は傾けるものの、是正や改善に取り組む姿勢には至りませんでした。

最後に、今後の要請では前進した回答を期待することを述べて要請を終えました。労働安全衛生施策の強化を推し進めるためにも、労働者の声で引き続き連帯したとりくみをすすめていきましょう。

(生活関連公共事業推進連絡会議 笛田保之)

外国人技  
能実習生

新たな拠点・シェルターに  
東京大恩寺(ベトナム寺院)着工式

大恩寺(ベトナム寺院・埼玉県本庄市)は、ベトナム人技能実習生や語学留学生の駆け込み寺(シェルター)の役割も担っています。制度の不備や職場でのトラブルなどで退職・逃げ出して行き場を失った人たちを受け入れています。

特に、コロナ禍の影響で大勢の人たちが失業したものの帰国ができなかった時には、本堂にも人があふれていたそうです(本紙272号=2022年2月号)。

東京の寺院に拠点を置く支援のつながりや、アクセスの良さからも東京大恩寺の建設が望まれていました。コロナ禍や資材高騰の影響で、土地の取得から5年半経った4月29日、東京大恩寺着工式と安全祈願祭が執り行われました(写真)。

式にはベトナム仏教信者会をはじめ、支援の拠点になっている寺院の日本人僧侶・駐日ベトナム大使・前ベトナム日本大使・支援団体の人たちが参列していました。「いの健」全国センターからは秋山正臣事務局長・岡村やよい事務局次長・宮沢さかえ事



務局員が参列。

大恩寺住職のティック・タム・チーさんはあいさつで、「コロナ禍になってから在日ベトナム仏教信者会及び大恩寺はベトナム大使館と連携してシェルターを開き、帰国困難者を受け入れ、チャーター便で無事に帰国させることができました。このような仏教活動を通して、日本の皆さんとベトナムの人々との美しい関係が続くことを願っています」と語りました。

チーさんによると、この着工式・祈願祭のころから5月初旬にかけて、ベトナム人が犠牲になる事件・労災事故や病気による死者が相次いでいるとのこと。完成が待たれます。(全国センター 宮沢さかえ)

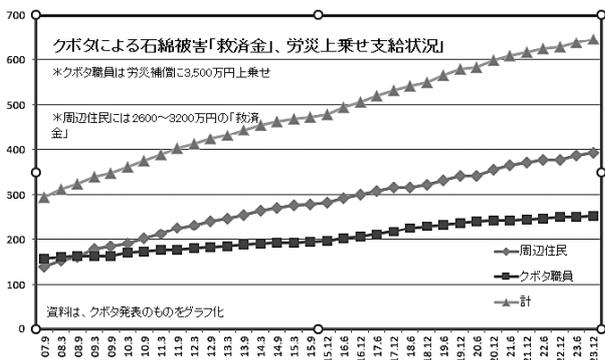
# 小田地区の中皮腫死亡比は、 全国平均の68.6倍(女性)と21.1倍(男性)

第17回アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会 総会を開催

「アスベスト被害からいのちと健康を守る尼崎の会」は4月20日、尼崎市立小田南生涯学習プラザで第17回総会を開き、35人が参加しました(写真)。

会長の潮江診療所・船越正信所長は、「クボタショックから19年になろうとしている。尼崎におけるアスベストによる被害は拡大の一途をたどっており、周辺住民・クボタ職員合わせて646人の犠牲者が出ている。アスベスト建造物解体の相談も増えているが、市民の関心が薄れてきていると感じている。情報発信と相談活動を強めよう」とあいさつしました。

総会議案を提案した粕川實則事務局長は、今年3月に尼崎市が開いた「アスベストセミナー」でのアスベスト被害者の疫学調査結果報告会のデータを紹介。それによると、①尼崎市民の中皮腫死亡比は全国よりも高い(女性10.4倍、男性4.6倍。労災認定者を除く)、②特に1969年までに尼崎市民になっ



た人のうち、アスベスト粉塵を大量に排出したクボタ旧神崎工場に近かった小田地区における中皮腫



死亡比が高い(女性68.6倍、男性21.1倍)ことなどが明らかになっていることなどを報告し、「こうした甚大な被害の原因は、(株)クボタが健康被害を把握していたにもかかわらず41年間にわたって大量のアスベストを使用し続けたことと、JIS規格等でアスベスト企業を後押しした国の産業政策にある」と指摘しました。

多くの市民がアスベスト関連疾患のリスクを負っていることが明らかになったことを受けて、討論では、「毎年1回以上アスベスト検診を受診することを市民によびかけることが重要」などとの意見が出されました。

尼崎市に対してクボタ旧神崎工場周辺の学校卒業生への検診受診の個別案内を徹底するなどの対策を要請していくこと、アスベストによる肺がんの認定基準の見直しを求めることなどを含め、総会議案を確認しました。

(アスベスト尼崎の会 粕川實則)

## 私の一冊 ④ 自治労連 松橋峻介 『失敗しないためのジェンダー表現ガイドブック』新聞労連ジェンダー表現編集チーム

近年、国内においてもジェンダー平等に関する話題が取り上げられるようになりましたが、2023年の日本のジェンダーギャップ指数が146か国中125位であったことから分かるように、世界的にみればまだまだ理解が進んでいるとは言い難い状況です。ジェンダー平等を意識している人であっても、悪気や差別的な意図がないのに、無意識の思い込みから現状の差別的な状況を追認する発言をしたり、偏見を周りに広げてしまったりということは起こりうるかと思われそうですが、そうした誤りに自ら気づき、改善していくのはなかなか難しいものです。

本書は、全国の新聞関連産業の労組が加入する日本で唯一の産業別労働組合である日本新聞労働組合連合(新聞労連)に加盟する労働組合の組合員が新聞業界全体のジェンダー平等意識と表現の向上を目

指して編集チームを結成して執筆したもので、ジェンダーに関する無意識の差別や偏見について、実例を示しながら、何故その表現が適切ではないのか詳細な解説を交えて取り上げており、不適切なジェンダー表現に気づき、改めるとともに、ジェンダー平等への意識を高めるきっかけを読者に与えてくれます。適切なジェンダー表現について学びたい、自分が差別や偏見を含む表現を使っていないか確かめたいという方には是非手に取っていただきたい一冊です。



小学館

# 困窮に陥っても、安心して必要な医療が受けられる施策を

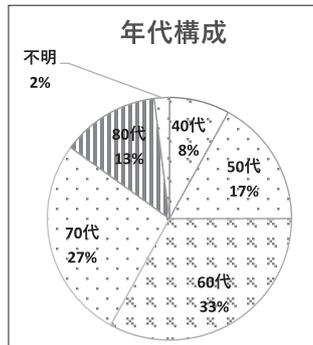
## 全日本民医連2023年経済的事由による手遅れ死亡事例調査

全日本民医連では、毎年全国約700の加盟事業所（病院・診療所・歯科）を対象に、無保険もしくは資格証明書、短期保険証発行などにより病状が悪化し死亡に至ったと考えられる事例、また正規保険証を保持しながらも、経済的事由から受診が遅れ死亡に至ったと考えられる事例についての調査を行っています。

今回は2023年の1年間を対象期間とし、22都道府県連合会から48事例の報告がありました。その概要を紹介します。

### 65歳未満で見ると「非正規雇用」が2割

男女比では男77%、女23%。年齢層では60代が最も多く33%を占めていますが、現役世代である40～50代でも25%となっています。世帯構成では「独居」が52%です。雇用形態を65歳未満（19件）で見ると本人が非正規雇用21%、無職58%、自営・正規雇用がそれぞれ1.5%となっています。世帯収入は5万円未満が15件、5～10万円未満10件で合わせると6割を占めています。



受診前の保険は「無保険」が22件（46%）と最も多かったものの正規の保険証や短期保険証を持っていた人もあり、窓口負担等が理由で受診できない実態も伺えます。受診に至った状況では「救急搬送」が21件と最も多く、困窮から受診を我慢し、限界に達した事例と考えられます。

### 無保険に至る理由はさまざま

調査の概要報告では「後期高齢者医療2割負担」「生活保護受給者の熱中症」「窓口負担が受診をためらわせる」「コロナ禍を背景に伴う事例」などの事例が具体的に紹介されています。退職（解雇）後国保料が払えない、住居の喪失、非正規雇用者の失

業、生活保護廃止後国保加入がされないなど無保険に至る理由は様々ですが、そのことが受診を遅らせ、深刻な事態を招いていることは確かです。死亡原因としては、がんが24件（50%）を占め、無職や非正規雇用などで健康診断を受けていない事例が目立ち、受診時には全身状態が悪く治療が困難で対処治療のみとなることも多くありました。

### 受療権の保障を

全日本民医連では調査結果から以下をまとめ、厚労省要請、記者会見を行いました。

- 1 困窮者の「無保険」は医療を諦めさせ、セーフティネットからこぼれおちる。無保険者を作らせない抜本的な対策が必要
- 2 医療費の窓口負担は経済的にゆとりのない人にとって「不安」でしかない。窓口負担はなくすべき。
- 3 低年金による高齢者の貧困は深刻（生活保護捕捉率2割）。低年金から医療費を捻出することが困難。受診抑制を拡大させる75歳以上の医療費2割化はただちに1割に戻すこと
- 4 生活保護におけるスティグマの問題は極めて深刻。困窮者に進めても拒否する事例があとをたたない。加えて行政窓口での「水際作戦」が依然として行われている。申請者の障壁となっている「扶養照会」を止めること、特に「自動車の保有」を理由に申請を諦めさせる事例が少なくない。自動車が生活必需品に当たる場合は、広く保有を認めるべき。最後のセーフティネットとして申請手続きを簡素化し、誰もが必要な時にためらわずに利用できる制度に
- 5 困窮に陥っても、安心して医療が受けられるように十分な施策を民医連では県ごとにも記者会見等を行い、実態の告発、制度改善の要請を行っています。

\* 調査の全文はこちらから



(編集部)

### 編集後記

「全国センター通信」は今号で300号。1999年1月15日号が第1号です。それから25年。ほぼ毎月の発行です。A4判になったのは2004年1月号から。ちなみにA版とは面積1平方mを「A0」とする国際規格。日本では90年代に公文書を国際規格とすることになりました。時代は「紙からデジタル」へと大きな変化の時ですが、さらに読者の手元に届き交流できる「通信」をめざしていきたいと思ひます。